

大阪公立大学中百舌鳥キャンパスC10棟外24施設LED照明賃貸借 仕様書

1 目的

大阪公立大学中百舌鳥キャンパスC10棟外24施設の既存照明器具をLED照明に切り替え、消費電力の削減及び温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、「大阪公立大学中百舌鳥キャンパスC10棟外24施設LED照明賃貸借」に適用する。

3 適用規格及び参考規格

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

(1) J I S 規格

JISC62504	一般照明用LED製品及び関連装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測光方法
JISC7550	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
JISC8105-1	照明器具—第1部：安全性要求事項通則
JISC8105-2-1	照明器具—第2-1部：定着灯器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-2	照明器具—第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-22	照明器具—第2-22部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-3	照明器具—第3部：性能要求事項通則
JISC8105-5	照明器具—第5部：配光測定方法
JISC8147-2-7	ランプ制御装置—第2-7部：非常時照明用制御装置の個別要求事項
JISC8147-2-13	ランプ制御装置—第2-13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項
JISC8152-1	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法—第1部：LEDパッケージ
JISC8152-2	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法—第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン
JISC8152-3	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法—第3部：光束維持率の測定方法
JISC8153	LEDモジュール用制御装置—性能要求事項
JISC8154	一般照明用LEDモジュール—安全仕様
JISC8155	一般照明用LEDモジュール—性能要求事項

(2) 電気用品安全法(PSE)

日本国内電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

4 概要

(1) 履行場所

大阪公立大学 中百舌鳥キャンパス及びりんくうキャンパス

(2) 賃貸借物品

ア LED照明器具本体（ランプ共）及び付属品

イ その他、取り付けに必要な資材

(3) 予定数量及び設置場所

【別紙1】「LED化事業対象施設」のとおり

(4) 設置期限

令和7年3月31日

(5) 賃貸借契約期間及び保守期間

令和7年（2025年）4月1日から令和17年（2035年）3月31日（120ヵ月）

（公立大学法人大阪長期継続契約に関する要綱）

(6) 賃貸借契約期間満了時の取り扱い

賃貸借契約期間が満了し、公立大学法人（以下「発注者」という。）が賃貸借料を完済したときに、本賃貸借物品の所有権を受注者から発注者に帰属するものとする。

5 履行内容

(1) 照明器具（物品）の調達

照明器具、照明部材及び光源（LED）は、未使用品であること。

(2) 既設照明の撤去、処分

(3) 照明器具の設置作業

(4) 照明器具の保守

6 照明器具（物品）仕様

(1) 共通

ア 照明器具は、【別紙2】「LED照明リース一覧表」に示す仕様を満足するLEDを調達すること。また、LED照明への交換方式（既設器具活用によるランプ交換、器具交換）は【別紙2】「LED照明リース一覧表」に記載の手法にて行うこと。

イ 光源（LED）寿命は、40,000時間以上の製品とすること。

ウ 照明器具には、本契約の賃貸借物品であることを判別しやすいようにラベル等を付すこと。

（ア）リース期間

（イ）施工者

（ウ）給電方式

エ 照明器具は、事前に機器図面等を提出し、発注者の承諾を得ること。

オ 非常灯兼用器具を切り替える際には、設置する照明器具の近くに、現状の非常灯と同等の照度を持つ非常用照明を天井構造に応じて設置すること。

カ 誘導灯器具を取り換える際には、消防法に定める器具とすること。

- キ 誘導灯の光源（LED）寿命は、60,000 時間以上の器具とすること。
- ク 電源（電源別置型、電源内蔵型）は既設に合わせること。
- ケ 所轄消防署（中消防署）へ改修に伴う申請を行うこと。
またその際に、消防署より消防法、又は市条例における改善等を指摘された場合には、発注者と協議すること。

(2) 直管型LEDランプ

- ア G13 口金を持つランプとし、既設器具を活用すること。
- イ ランプに電源を内蔵した製品とすること。
- ウ 安定器をバイパスし、直接ソケットに給電するよう施工し、LEDランプに取り替えること。
また、正常かつ安全に使用するために必要な調整及び作業をすること。
- エ 既設安定器のバイパス（切り離し）を必要としない直管型LEDランプは不可とする。

(3) ベースライト

- ア 器具本体とライトバー（光源）から構成されており、分離できる構造であること。

(4) その他LED機器、ランプ

- ア 【別紙2】「LED照明リース一覧表」を満足する製品とすること。

(5) 防災照明

- ア 建築基準法、消防法の仕様を満足する製品とすること。

7 作業（設置）仕様

- (1) 作業については、【別紙3】作業工程表に基づき実施すること。
- (2) 契約後、速やかに作業計画（工程表、作業体制、安全管理計画、現場代理人届等）を提出し、発注者の承諾を得るものとする。
- (3) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者へ報告し、協議するものとする。また、発注者及び受注者は、調査結果に基づき、予定数量が変更される場合は、賃貸借期間開始日までに賃貸借数量を変更する契約を締結するものとする。
- (4) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (5) 設置作業にあたっての安全管理については、発注者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じるものとする。実験室内での作業については、粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。また、作業終了後には床の清掃等を行うこと。
- (6) 設置作業において発生する軽微な作業、補修等については、本契約の作業範囲として実施するものとする。
- (7) 必要に応じて、作業エリアのみならず、通路・材料置き場の各部養生を行うものとする。
- (8) 作業計画・設計・作業管理の役割を担う現場代理人は、作業期間中は現場に常駐し品質や工程、安全等に配慮した作業管理を行うものとする。
- (9) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止するものとする。また、実験機器の仮設電源が必要な場合は本作業に含む。
- (10) 作業期間中、火災保険または、それに代わる請負賠償責任保険等に加入し証書の写しを提出する

ものとする。

- (11) 安全対策は教職員及び大学関係者、作業従事者に十分配慮し、万全を期して行うものとする。
- (12) 搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得るものとする。
- (13) 作業車、運搬車等、大学敷地内における車両の駐停車については、事前に発注者の承諾を得るものとする。(大学内 車両通行速度20km/h厳守とする。)
- (14) 作業期間中は建物の所管部局と建物ごとに日程の調整を行い、大学講義・実験等に支障のないよう作業工程、作業方法に配慮するものとする。
- (15) 設置作業は基本的に休校日・土日祝日又は勤務時間外に実施するものとする。ただし、発注者が許可した箇所については、平日(勤務時間中)の作業を認めるものとする。
- (16) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認するものとする。
- (17) 調査時に劣化しているソケット、電線、安定器については本作業にて交換し、安全に設置するものとする。
- (18) 器具更新における安全性の確認は、一般社団法人 日本照明工業会が発行する「蛍光灯器具に取り付けできる直管LEDランプの使用・照明器具改造に関する注意点」に準じて実施するものとする。
- (19) 直管ランプ交換後、照明器具の更新後の記録・表示を本作業にて行うものとする。

ア 照明器具への表示

- (ア) ランプ交換後の照明器具の定格値
- (イ) ランプの交換日、ソケット等器具内部品交換日、照明器具改造の作業名、連絡先
- (ウ) ランプ形名、ランプ製造業者名、ランプ販売業者名、連絡先
- (エ) 従来適合ランプの再使用の可否

イ 保管する記録

- (ア) 照明器具改造の作業名、作業日
- (イ) 改造内容(器具内の配線図、器具内部品の取替え有無など)
- (ウ) 直管LEDランプの取扱説明書など

- (20) 設置前後に照度測定(日没後、各室測定ポイント1カ所)を実施すると共に、電気使用量の削減目的の観点から照明回路ごとに電流値も報告すること。
- (21) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取り扱いについては、受注者で処分するものとする。撤去した照明器具等については、関係法令を遵守、廃棄物マニフェストを提出し適正に処理するものとする。
- (22) 設置作業完了後、完成図書(完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等)を発注者が指定する日までに提出するものとする。
- (23) 本仕様書に記載しない事項については、公共建設改修工事標準仕様書(電気設備作業編)最新版/国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修により補完するものとする。
- (24) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

8 作業計画

作業計画は、次の基準で作成し、発注者の承認を受けること。

(1) 作業の優先順位

- ア 既設器具で故障が発生した箇所
- イ その他、発注者が優先と判断した棟

(2) 作業方法

- ア 更新する照明器具については、発注者の指定する方法・仕様等及び作業計画を厳守すること。

9 提出書類

受注者は取替作業にあたり、以下の書類を発注者に提出すること。

番号	提出書類	提出時期
1	実施工程表	作業前
2	機器構成一覧表（出荷証明書等含む）	作業前
3	施工体制台帳及び施工体制図	作業前
4	施工計画書	作業前
5	完成図（設置機器図面、設置機器一覧等）	検査時
6	機器納入報告書（設置機器仕様書等）	検査時
7	作業写真	検査時
8	廃棄物マニフェスト	検査時
9	その他発注者が必要と認める書類	随時

10 物品の保守等

- (1) 賃貸借期間中、賃貸借物品が正常に点灯するよう受注者により維持管理を行うものとし、機器の不具合による物品の取り替え、代替え、修理等（交換作業費含む）に要する費用を対象とするものとする。

ただし、防災照明（誘導灯、非常灯）に内蔵の蓄電池について、通常使用による劣化に伴う取替は発注者の負担とする。

- (2) 消灯等の不具合の原因が、故意又は過失による被害、暴動による損害、地震・落雷等、不可効力によるもの以外の場合は、受注者の責任において、修繕等を行うものとする。詳細については、受注者が付保する動産総合保険の適用範囲に基づき、支払いを免れることが出来るものとする。ただし、動産総合保険の付保範囲外の費用負担については、別途協議するものとする。
- (3) 設置作業終了後、消灯等が発生した時の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出するものとする。

11 発注者と受注者の責任分担

(1) 予想されるリスクと責任分担

発注者と受注者の責任分担は、原則として次表の「予想されるリスクと責任分担」によることとする。

なお、受注者が責任を負うべき事項で、発注者が責任を負うべき合理的な理由があるものや現段階で

分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

(2) 事業継続が困難になった場合における措置

事業継続が困難になった場合における措置については、賃貸借契約書において定める。

表 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			発注者	受注者	
共通	本仕様書の誤り	本仕様書の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	安全性の確保	設置作業・物品の保守における安全性の確保		○	
	環境の保全	設置作業・物品の保守における環境の保全		○	
	保険	設置作業における履行保証保険及び賃貸借物品の保守期間のリスク保証する保険		○	
	制度の変更	法令・税制の変更に関するもの	○	○	
	事業の中止・延期	発注者の指示によるもの		○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期		○	○
		設置作業に必要な許可等の取得遅延によるもの			○
		発注者の不注意等による設置作業許可等の遅延によるもの		○	
		受注者の事業放棄・破綻によるもの			○
設置段階	第三者賠償	設置作業における第三者への損害賠償		○	
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○	
	用地の確保	資材置場の確保	○	○	
	立入許可	必要な施設への立入許可	○		
	設計変更	発注者の提示条件、指示の不備によるもの		○	
		受注者の指示・判断の不備によるもの			○
	作業遅延・未完工	発注者の責による設置の遅延・未完工による引渡しの延期		○	
		受注者の責による設置の遅延・未完工による引渡しの延期			○
	作業費増大	発注者の指示・承諾による作業費の増大		○	
		受注者の判断の不備によるもの			○
	性能	仕様不適合（施工不良を含む）		○	
	一時的損害	引渡し前に設置物に関して生じた障害			○
引渡し前の設置作業に起因し施設に生じた障害				○	
支払関係	金利の変動	金利の変動		○	
	支払遅延・不能	発注者の責による支払いの遅延・不能によるもの	○		

維持管理関係	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償		○
	計画変更	用途の変更等、発注者の責による事業内容	○	
		受注者が必要と考える計画変更		○
	改修作業	発注者の都合による改修作業等に起因する賃貸借物品及び保守対象	○	
	立入許可	必要な施設への立入許可	○	
	維持管理費の上昇	受注者の責による維持管理費用の増大		○
	機器等の損傷	発注者の過失又は発注者の法人所有施設に起因する賃貸借物品及び保守対象の損傷	○	
	機器等の損傷 法人所有施設損傷	受注者の故意・過失に起因する賃貸借物品及び保守対象の損傷		○
		受注者の故意・過失又は賃貸借物品及び保守対象に起因する発注者の法人所有施設・設備の損傷		○
	法人所有施設損傷 不可抗力	不可抗力以外のその他の原因による発注者の施設・設備の損傷	○	
法人所有施設損傷 不可抗力	火災・天災・戦争等の不可抗力による発注者の施設の損傷	○		
不可抗力 性能	火災・天災・戦争等の不可抗力による賃貸借物品の損傷	○	○	
保証関連	性能	仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による法人所有施設・設備への損害、発注者の施設運営・業務への障害		○
入試対応	物品交換時損傷	発注者にて交換する際の、発注者の故意・過失に起因する賃貸借物品の損傷	○	
	物品維持管理	発注者にて交換後の維持管理		○

1 2 物品の移動等

- (1) 発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、発注者の責において物品の取外し、設置・調整を行うものとする。また、設置箇所を変更した照明器具の不具合については、発注者の責任とする。
- (2) (1) にあたり、機器の取外し、設置・調整に必要な情報を受注者は発注者に提供するものとする。
- (3) 設置箇所変更後の照明器具についても引き続き受注者は、次項に定める保守の対象とし維持管理するものとする。

13 その他、特記

- (1) 賃貸借契約期間の開始は、全ての器具が設置完了し、検査に合格した時点からとするが、器具の仮使用として、設置した箇所から順次、使用を認めるものとする。仮使用期間中に消灯等が発生した場合は、その原因が機器の不具合によるにのみ、受注者の負担で物品の取り替え、代替え、修理等（交換作業費含む）を行うものとする。
- (2) 設置する照明器具は、器具の製造上の欠陥があった場合の対応リスクを減らす観点等から、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可能とするものとする。
- (3) 大学入学共通テスト等の試験会場として利用する棟に、事前に各棟予備品として指定本数を納品すること。尚、発注者にて、物品の取替を行うものとするが、取替後の維持管理については、受注者にて行うものとする。